特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務　重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
秦野市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益の保護に影響を与えることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減するための適切なセキュリティ対策を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を図っていくことを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
神奈川県秦野市長

公表日
令和7年1月31日

［令和6年10月　様式3］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添1）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　リスク対策
Ⅳ　開示請求、問合せ
Ⅴ　評価実施手続
（別添2）　変更箇所

Ⅰ　基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の内容	市町村（特別区を含む。）が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法において住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を都道府県と共同して構築している。 秦野市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）（以下「個人番号及び個人番号カード省令」という。）第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、その事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③対象人数	［　10万人以上30万人未満　］ ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム（以下「既存住基システム」という。）
②システムの機能	1　住民票の記載 転入、出生、帰化、国籍取得、在留資格取得等により、住民基本台帳に新たに住民を記録（住民票の作成）する機能。 2　住民票の修正 住民票に記載されている事項に変更があったときに、記載を修正する機能。 3　住民票の消除 転出、死亡、帰化、国籍取得、国籍喪失等により住民基本台帳から住民に関する記録を消除（住民票の除票）する機能。 4　住民票の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記録（住民票）を照会する機能。 5　証明書・通知書の発行 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知票等の各種帳票を発行する機能。 6　住基ネットとの連携 住民票の記載等に応じた住基ネットとの連携機能。 7　法務省情報連携端末との連携 外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成等の連携を行う機能。 8　都道府県報告資料（統計関係）や閲覧資料の作成 異動集計表や、人口統計用の集計表、閲覧台帳を作成する機能。 9　戸籍情報システムへの連携 住民票の記載等に応じて、戸籍情報システムへ附票情報等を連携する機能。 10　住民票関係情報の提供 情報提供ネットワークシステムを通じ法令に基づく住民票情報関係の提供機能

	情報提供ネットワークシステムを通じた法令に基づく住民票情報関係の提供機能。 11　個人番号カード及び住民基本台帳カードの発行状況確認。 個人番号カード及び住民基本台帳カードの交付状況を確認する機能。 12　個別事項情報の管理 住民票個別事項項目となる、国民健康保険、国民年金、介護保険及び後期高齢者医療の資格情報、児童手当の支給に関する情報を管理する機能。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[○] 税務システム [○] その他　（国民年金システム、国民健康保険システム、介護保険システム、後期高齢者医療システム、児童手当システム、保育システム、印鑑登録システム、選挙管理システム、就学システム、滞納管理システム、児童扶養手当システム、障害手当管理システム、下水道受益者負担金管理システム、蓄犬管理システム、保健管理システム、戸籍システム、福祉情報管理システム、幼稚園保育料管理システム、団体内統合利用番号連携システム）
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	1　本人確認情報の更新 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、その情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 2　本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 3　個人番号カードを利用した転入（特例転入） 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提出された場合、その個人番号カードを用いて転入処理を行う。 4　本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 5　機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 6　本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 7　送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類（通知カード、個人番号カード交付申請書（以下「交付申請書」という。）等）を送付するため、既存住基システムからその市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、その情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 8　個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム

	[　　] その他　（　　）
システム3	
①システムの名称	中間サーバー・プラットフォーム
②システムの機能	1　符号管理機能 情報照会又は情報提供に用いる個人の識別情報である「符号」と、市の内部で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を管理する機能 2　情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能 3　情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及びその特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 4　既存システム接続機能 中間サーバと団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能 5　情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6　情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能 7　データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 8　セキュリティ管理機能 特定個人情報（連携対象）の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能 9　職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能 10　システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [○] その他　（ 団体内統合利用番号連携システム　　）
システム4	
①システムの名称	団体内統合利用番号連携システム
②システムの機能	1　中間サーバー連携機能 中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する。 2　宛名情報等管理機能 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。 3　宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する。 4　既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[○] 税務システム [○] その他　（ 各種業務システム　　）
システム5	

①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	【住民向け機能】 自ら受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 【地方公共団体向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [○] その他　（ サービス検索・電子申請機能　）
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 48, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 91, 92, 96, 105, 106, 108, 110, 112, 115, 118, 124, 129, 130, 132, 136, 137, 138, 141, 142, 144, 149, 150, 151, 152, 155, 156, 158, 160、163, 164, 165, 166の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	くらし安心部戸籍住民課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	
―	

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1．特定個人情報ファイル名	
（1）住民基本台帳ファイル	
2．基本情報	
①ファイルの種類　※	[　　システム用ファイル　　]　＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲　※	区域内の住民（住基法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す） ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出・死亡等の事由により住民票が消除された者（以下「消除者」という。）を含む。
その必要性	区域内の全ての住民の情報を保有し住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に管理する必要があるため。
④記録される項目	[　　100項目以上　　]　＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
主な記録項目　※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[　] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報　[○] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[○] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[○] 年金関係情報　[○] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [○] その他　（　選挙関係情報　）
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 法令に基づき、個人番号を含めた4情報等を記録する必要があるため ・その他識別情報（内部番号） 既存住基システム内で個人を一意に特定するため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月6日
⑥事務担当部署	くらし安心部戸籍住民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [　　] 評価実施機関内の他部署　（　　） [○] 行政機関・独立行政法人等　（ 法務省　　） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人　（ 他市町村作成の転出証明書等の証明書　　） [　　] 民間事業者　（　　） [○] その他　（ 地方公共団体情報システム機構（機構）　　）
②入手方法		[○] 紙　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　[　　] フラッシュメモリ [　　] 電子メール　[　　] 専用線　[　　] 庁内連携システム [　　] 情報提供ネットワークシステム [○] その他　（ 住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能　　）
③使用目的 ※		住民基本台帳を整備し正しく管理するため。
④使用の主体	使用部署	くらし安心部戸籍住民課
	使用者数	[　10人以上50人未満　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
⑤使用方法		1　住民票の記載 　出生又は国外からの転入等により、新規に個人番号を指定する場合は、地方公共団体情報システム機構から「個人番号とすべき番号」を入手して、その者の個人番号に指定し、その住民票に個人番号を記載する。 　転入等により個人番号を引き継ぐ場合は、届出で提示された個人番号と転出証明書に記載された個人番号との照合、又は、既存住基システム、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して個人番号等で検索し、個人番号を表示して真正性の確認を行う。 2　住民票の記載に修正 　住民票を修正する場合に、届出で提示された個人番号等で既存住基システムを検索し、その住民票の特定を行う。 3　住民票の消除 　転出又は死亡等により住民票を消除する場合に、届出で提示された個人番号等で既存住基システムを検索し、その住民票の特定を行う。 4　住民票の発行 　住民票の写し等を交付する場合に、申請内容に応じて個人番号が記載された住民票写し等を交付する。 5　本人確認情報、転出証明書情報の作成 　住民基本台帳ネットワークへ送信する本人確認情報、転出証明書情報に個人番号を記載し作成する。 6　住民票関係情報の提供
	情報の突合	1　住民票の記載 　転入等により個人番号を引き継ぐ場合は、既存住基システムを個人番号等で検索し、過去に住民票が作成された者かの突合を行う。
⑥使用開始日		平成27年10月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない （ 2 ） 件	
委託事項1	既存住基システムへの住民異動情報の入力	
①委託内容	既存住基システムへの住民異動情報の入力	
②委託先における取扱者数	[10人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上	
③委託先名	日本複写工業株式会社	
再委託 ④再委託の有無 ※	[再委託しない] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない	
再委託 ⑤再委託の許諾方法		
再委託 ⑥再委託事項		
委託事項2～5		
委託事項2	システム運用保守	
①委託内容	既存住基システムの保守	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上	
③委託先名	株式会社 日立システムズ	
再委託 ④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない	
再委託 ⑤再委託の許諾方法	委託者が再委託を行う場合は、業務の内容、取り扱う個人情報、必要な理由、相手方等の項目を記載した書面を提出させ、市がその内容を確認し、承諾することを義務付けている。	
再委託 ⑥再委託事項	運用保守業務	
委託事項3		
委託事項4		
委託事項5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）		
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 54 ）件 [○] 移転を行っている （ 27 ）件 [ ] 行っていない	
提供先1	「5. 特定個人情報の提供・移転」における提供先については（別紙提供先一覧）を参照	
①法令上の根拠	提供先一覧に記載	
②提供先における用途	提供先一覧に記載	
③提供する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」と同上。	

⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [　　] 電子メール [　　] フラッシュメモリ [　　] その他　（　　）	[　　] 専用線 [　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] 紙
⑦時期・頻度	提供照会のあった都度	
提供先2～5		
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		

移転先1	番号法第9条第2項に基づき、条例で定める事務（別紙移転先一覧を参照）
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	条例で定める事務
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2　③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会の都度
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6．特定個人情報の保管・消去	
保管場所　※	入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。
7．備考	

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1．特定個人情報ファイル名		
（2）本人確認情報ファイル		
2．基本情報		
①ファイルの種類　※		[　　システム用ファイル　　]　＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲　※		区域内の住民（住基法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す） ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除（死亡による消除を除く。）された者（以下「消除者」という。）を含む。
	その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル（本人確認情報ファイル）において区域内の全ての住民情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目		[　10項目以上50項目未満　]　＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目　※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[　] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[　] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　（　　）
	その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係 住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認庁内で連携する際必要であるため。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成27年7月6日
⑥事務担当部署		くらし安心部戸籍住民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[　　] 本人又は本人の代理人 [　　] 評価実施機関内の他部署　（　　） [　　] 行政機関・独立行政法人等　（　　） [　　] 地方公共団体・地方独立行政法人　（　　） [　　] 民間事業者　（　　） [○] その他　（ 地方公共団体情報システム機構（機構）　）
②入手方法		[　　] 紙　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　[　　] フラッシュメモリ [　　] 電子メール　[　　] 専用線　[　　] 庁内連携システム [　　] 情報提供ネットワークシステム [○] その他　（ 既存住基システム　）
③使用目的 ※		住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル（本人確認情報ファイル）において区域内の全ての住民情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④使用の主体	使用部署	くらし安心部戸籍住民課
	使用者数	[　10人以上50人未満　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
⑤使用方法		・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムからその本人確認情報の更新情報を受領し（既存住基システム→市町村CS）、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、その本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する。（市町村CS→都道府県サーバ）。 ・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う（個人番号カード→市町村CS）。 ・4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル（都道府県サーバ）及び機構保存本人確認情報ファイル（全国サーバ）と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する（市町村CS→都道府県サーバ／全国サーバ）。
	情報の突合	・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードとともに突合する。
⑥使用開始日		平成27年6月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない （ 1 ） 件
委託事項1		システム運用保守
①委託内容		住民基本台帳ネットワークシステムの保守
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		株式会社 日立システムズ
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託者が再委託を行う場合は、業務の内容、取り扱う個人情報、必要な理由、相手方等の項目を記載した書面を提出させ、市がその内容を確認し、承諾することを義務付けている。
	⑥再委託事項	運用保守業務
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）		
提供・移転の有無		[○] 提供を行っている （ 2 ）件 [ ] 移転を行っている （ ）件 [ ] 行っていない
提供先1		都道府県
①法令上の根拠		住基法第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等）
②提供先における用途		・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報（その提供情報）を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルのその住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 ・住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。
③提供する情報		住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		「2 ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法		[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [○] その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム ）
⑦時期・頻度		住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時
提供先2～5		
提供先2		都道府県及び地方公共団体情報システム機構（機構）
①法令上の根拠		住基法第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置）
②提供先における用途		住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容（その提供情報）と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
③提供する情報		住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日

④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2．③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [○] その他　（ 住民基本台帳ネットワークシステム　）
⑦時期・頻度	必要に応じて随時（1年に1回程度）
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[　] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6．特定個人情報の保管・消去	
保管場所　※	入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。
7．備考	

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(3)送付先情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)
	その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードの交付申請書を通知カードと引き換えに交付することとされている。 市町村は、個人番号及び個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。
④記録される項目		[　50項目以上100項目未満　] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満　2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満　4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)　[　] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[　] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [○] その他　(　個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報　)
	その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係 :個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、個人番号及び個人番号カード省令第35条(個人番号個人番号、個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。 庁内で連携する際必要であるため。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成27年10月5日
⑥事務担当部署		くらし安心部戸籍住民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[　　] 本人又は本人の代理人 [　　] 評価実施機関内の他部署　（　　） [　　] 行政機関・独立行政法人等　（　　） [　　] 地方公共団体・地方独立行政法人　（　　） [　　] 民間事業者　（　　） [○] その他　（ 自部署　　）
②入手方法		[　　] 紙　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　[　　] フラッシュメモリ [　　] 電子メール　[　　] 専用線　[　　] 庁内連携システム [　　] 情報提供ネットワークシステム [○] その他　（ 既存住基システム　　）
③使用目的 ※		個人番号及び個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。
④使用の主体	使用部署	くらし安心部戸籍住民課
	使用者数	[　10人以上50人未満　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
⑤使用方法		・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号及び個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）に基づいて委任する機構に対し提供する（既存住基システム→市町村CS→個人番号カード管理システム（機構））。
	情報の突合	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する（最新の4情報等であることを確認する）ため、機構（全国サーバ）が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。
⑥使用開始日		平成27年10月5日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない （ 1 ） 件
委託事項1		システム運用保守
①委託内容		住民基本台帳ネットワークシステムの保守
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		株式会社 日立システムズ
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託者が再委託を行う場合は、業務の内容、取り扱う個人情報、必要な理由、相手方等の項目を記載した書面を提出させ、市がその内容を確認し、承諾することを義務付けている。
	⑥再委託事項	運用保守業務
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 1 ）件 [ ] 移転を行っている （ ）件 [ ] 行っていない
提供先1	地方公共団体システム機構（機構）
①法令上の根拠	個人番号及び個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）
②提供先における用途	市町村からの個人番号及び個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。
③提供する情報	「2. ④記録される項目」と同上。
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [○] その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム ）
⑦時期・頻度	使用開始日から個人番号通知書送付までの一定期間に、番号法施行時点における住民の送付先情報をまとめて提供する（以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する）。
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
7. 備考	

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

（1）住民基本台帳ファイル
1.自治体ｺｰﾄﾞ、2.個人履歴番号、3.宛名番号、4.初期登録業務日時、5.更新業務日時、6.更新ｼｽﾃﾑ日時、7.更新ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ名、8.更新ﾕｰｻﾞID、9.有効ﾌﾗｸﾞ、10.決裁状態、11.旧自治体ｺｰﾄﾞ、12.消除ｺｰﾄﾞ、13.住民区分、14.改製番号、15.世帯番号、16.同定ﾌﾗｸﾞ、17.任意世帯番号、18.番号法個人番号、19.住民票ｺｰﾄﾞ、20.旧世帯番号、21.旧世帯主氏名漢字、22.旧世帯主氏名漢字2、23.旧世帯主通称氏名漢字、24.旧世帯主併記氏名漢字、25.世帯主氏名ｶﾅ、26.世帯主氏名漢字、27.世帯主氏名ｶﾅ2、28.世帯主氏名漢字2、29.世帯主通称氏名ｶﾅ、30.世帯主通称氏名漢字、31.世帯主併記氏名ｶﾅ、32.世帯主併記氏名漢字、33.転入未届ｺｰﾄﾞ、34.再転入ｺｰﾄﾞ、35.再転入消除時世帯番号、36.続柄変更ﾌﾗｸﾞ、37.姓ｶﾅ、38.名ｶﾅ、39.氏名区分、40.氏名ｶﾅ、41.氏名漢字、42.氏名ｶﾅ2、43.氏名漢字2、44.従前通称名有無ﾌﾗｸﾞ、45.通称氏名ｶﾅ、46.通称氏名漢字、47.併記氏名ｶﾅ、48.併記氏名漢字、49.外登法併記名漢字、50.外登法併記名ｶﾅ、51.宛名氏名ｶﾅ、52.宛名氏名漢字、53.旧通称氏名ｶﾅ、54.旧通称氏名漢字、55.旧併記氏名ｶﾅ、56.旧併記氏名漢字、57.旧姓ｶﾅ、58.旧名ｶﾅ、59.旧氏名ｶﾅ、60.旧氏名漢字、61.旧氏名ｶﾅ2、62.旧氏名漢字2、63.現住所ｺｰﾄﾞ、64.現住所郵便番号、65.現住所、66.現住所地番、67.現住所方書ｶﾅ、68.現住所方書漢字、69.現住所前漢字地番数値、70.現住所地番数値1、71.現住所地番数値2、72.現住所地番数値3、73.現住所後漢字地番数値、74.入管法届出ﾌﾗｸﾞ、75.住居地補正ｺｰﾄﾞ、76.入管法居住地住所ｺｰﾄﾞ、77.入管法居住地郵便番号、78.入管法居住地住所、79.入管法居住地地番、80.入管法居住地方書ｶﾅ、81.入管法居住地方書漢字、82.入管法居住地前漢字地番数値、83.入管法居住地地番数値1、84.入管法居住地地番数値2、85.入管法居住地地番数値3、86.入管法居住地後漢字地番数値、87.性別ｺｰﾄﾞ、88.生年月日、89.元号ﾌﾗｸﾞ、90.生年月日不詳ﾌﾗｸﾞ、91.生年月日不詳ｺｰﾄﾞ、92.生年月日不詳文字、93.続柄ｺｰﾄﾞ、94.続柄名称漢字、95.記載順位、96.警告ﾌﾗｸﾞ、97.筆頭者氏名漢字、98.本籍住所ｺｰﾄﾞ、99.本籍郵便番号、100.本籍住所、101.本籍地番、102.本籍前漢字地番数値、103.本籍地番数値1、104.本籍地番数値2、105.本籍地番数値3、106.本籍後漢字地番数値、107.前住所世帯主氏名漢字、108.前住所世帯主氏名漢字2、109.前住所ｺｰﾄﾞ、110.前住所郵便番号、111.前住所、112.前住所地番、113.前住所方書ｶﾅ、114.前住所方書漢字、115.前住所前漢字地番数値、116.前住所地番数値1、117.前住所地番数値2、118.前住所地番数値3、119.前住所後漢字地番数値、120.住所変更前世帯主漢字、121.住所変更前世帯主漢字2、122.住所変更前世帯主通称氏名漢字、123.住所変更前世帯主併記氏名漢字、124.住所変更前住所ｺｰﾄﾞ、125.住所変更前郵便番号、126.住所変更前住所、127.住所変更前地番、128.住所変更前方書ｶﾅ、129.住所変更前方書漢字、130.住所変更前前漢字地番数値、131.住所変更前地番数値1、132.住所変更前地番数値2、133.住所変更前地番数値3、134.住所変更前後漢字地番数値、135.転入前住所世帯主漢字、136.転入前住所世帯主漢字2、137.転入前住所ｺｰﾄﾞ、138.転入前住所郵便番号、139.転入前住所、140.転入前住所地番、141.転入前住所方書ｶﾅ、142.転入前住所方書漢字、143.転入前住所前漢字地番数値、144.転入前住所地番数値1、145.転入前住所地番数値2、146.転入前住所地番数値3、147.転入前住所後漢字地番数値、148.転出予定先世帯主漢字、149.転出予定先世帯主漢字2、150.転出予定先住所ｺｰﾄﾞ、151.転出予定先郵便番号、152.転出予定先住所、153.転出予定先地番、154.転出予定先方書ｶﾅ、155.転出予定先方書漢字、156.転出予定先前漢字地番数値、157.転出予定先地番数値1、158.転出予定先地番数値2、159.転出予定先地番数値3、160.転出予定先後漢字地番数値、161.実定地世帯主氏名漢字、162.実定地世帯主氏名漢字2、163.実定地住所ｺｰﾄﾞ、164.実定地郵便番号、165.実定地住所、166.実定地地番、167.実定地方書ｶﾅ、168.実定地方書漢字、169.実定地前漢字地番数値、170.実定地地番数値1、171.実定地地番数値2、172.実定地地番数値3、173.実定地後漢字地番数値、174.住記異動事由ｺｰﾄﾞ、175.異動届出日、176.異動日、177.住民事由ｺｰﾄﾞ、178.住民届出日、179.住民日、180.住民日不詳ﾌﾗｸﾞ、181.住民日不詳文字、182.外国人住民届出日、183.外国人住民日、184.住定届通知区分、185.住記住定事由ｺｰﾄﾞ、186.住定届出日、187.住定日、188.住定日不詳ﾌﾗｸﾞ、189.住定日不詳文字、190.記載事由ｺｰﾄﾞ、191.記載届出日、192.記載日、193.消除届通知区分、194.消除事由ｺｰﾄﾞ、195.消除届出日、196.消除日、197.消除日不詳ﾌﾗｸﾞ、198.消除日不詳ｺｰﾄﾞ、199.消除日不詳文字、200.転出予定届出日、201.転出予定日、202.通知日、203.実定日、204.在留ｶｰﾄﾞ等番号、205.在留ｶｰﾄﾞ等番号区分、206.国籍ｺｰﾄﾞ、207.国籍名、208.第30条45規定区分、209.第30条45規定区分名称、210.在留資格ｺｰﾄﾞ、211.在留資格名称、212.在留期間ｺｰﾄﾞ年、213.在留期間ｺｰﾄﾞ月、214.在留期間ｺｰﾄﾞ日、215.在留期間終日、216.世帯変更事由ｺｰﾄﾞ、217.世帯変更異動日、218.世帯変更届出日、219.改製年月日、220.行政区ｺｰﾄﾞ、221.自治会ｺｰﾄﾞ、222.町内会ｺｰﾄﾞ、223.小学校区ｺｰﾄﾞ、224.中学校区ｺｰﾄﾞ、225.投票区ｺｰﾄﾞ、226.住所変更前行政区ｺｰﾄﾞ、227.住所変更前自治会ｺｰﾄﾞ、228.住所変更前町内会ｺｰﾄﾞ、229.住所変更前小学校区ｺｰﾄﾞ、230.住所変更前中学校区ｺｰﾄﾞ、231.住所変更前投票区ｺｰﾄﾞ、232.警告ｺｰﾄﾞ、233.移行ﾌﾗｸﾞ、234.登録区分、235.処理番号、236.管轄支所ｺｰﾄﾞ、237.政令市ｺｰﾄﾞ、238.印鑑連動有無ﾌﾗｸﾞ、239.印鑑連動異動事由名称、240.旧番号法個人番号、241.旧住民票ｺｰﾄﾞ、242.交付識別ｺｰﾄﾞ、243.国保資格区分、244.国保退職区分ｺｰﾄﾞ、245.国民年金記号番号、246.国民年金種別、247.子ども手当の有無ﾌﾗｸﾞ、248.介護保険の有無ﾌﾗｸﾞ、249.後期高齢の有無ﾌﾗｸﾞ、250.後期高齢被保険者番号、251.後期高齢資格取得年月日、252.後期高齢資格喪失年月日、253.特定施設ｺｰﾄﾞ、254.住所変更前特定施設ｺｰﾄﾞ、255.軽微な修正ﾌﾗｸﾞ

（2）本人確認情報ファイル
1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数（氏名）、4. ふりがな氏名　、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数（住所）、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード（転入前）、18. 転入前住所、19. 外字数（転入前住所）、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ

（3）送付先情報ファイル
1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所　漢字項目長、4. 送付先住所　漢字、5. 送付先住所　漢字外字数、6. 送付先氏名　漢字項目長、7. 送付先氏名　漢字、8. 送付先氏名　漢字　外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名　項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所　項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所　外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名　項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名　外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所　項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所　外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名　項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名　外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所　項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、3

Ⅲ　リスク対策　※（7．②を除く。）

1．特定個人情報ファイル名		
（1）住民基本台帳ファイル		
2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク：　目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	届出書の受理については事務マニュアルに基づき本人確認書類等の確認を実施し、異動前後の状況を既存住基システムで確認している。 その他、特定個人情報の取り扱いに関しては、当市セキュリティポリシーに準ずる。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
3．特定個人情報の使用		
リスク1：　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	番号利用事務以外で個人番号が取得されることがないように、番号利用事務（システム）以外のシステムでは個人番号による検索を行うことはできない。また、そのシステム以外では個人番号は画面表示されない。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[　行っている　]	＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
具体的な管理方法	利用可能なソフトウェアを利用できる端末を管理し、かつ、利用時にユーザID・パスワードにて認証を行っている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない
	規定の内容	秘密の保持、再委託の禁止、目的外使用の禁止、第三者への提供の禁止、複製・複写の禁止、適正な管理義務、委託期間終了後の返還又は廃棄の義務、事故報告の義務
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている　3) 十分に行っていない　4) 再委託していない
	具体的な方法	受託者が再委託を行う場合は、業務の内容、取り扱う特定個人情報、期間、必要な理由、相手方、監督方法等の項目を記載した書面を発注者に提出して再委託の承諾を得なければならない。 また、受託者は、再委託の相手方による特定個人情報の処理に関する責任を負い、管理監督を行うとともに、市の求めに応じ、その状況を市に適宜報告する。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か		[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である　3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[　　] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1) 定めている　　2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	他の業務所管課より情報の移転・提供を求められた場合は、データ利用申請書による申請が必要であり、審査の結果、承認されたものについてのみ、データの移転・提供を行っている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○] 接続しない（入手）　[　　] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①　サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②　特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報 漏えい等のリスクを極小化する。	
7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[　十分に行っている　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1）発生あり　2）発生なし

	その内容	
	再発防止策の内容	

その他の措置の内容	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には許可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ③国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ④地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準」（以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ⑤クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ⑥クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑦地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑧ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑨地方公共団体やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑩地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じ
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[　　] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
具体的な方法	個人情報保護について、新入職員に対し実施している他、全職員に対し、e-ラーニングによる情報セキュリティ研修を実施している。	

10. その他のリスク対策
＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAPを監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 ・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

Ⅲ　リスク対策　※（7. ②を除く。）

1. 特定個人情報ファイル名	
（2）本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：　目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・対象者以外の情報入手を防止する処置 本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための処置 平成14年6月10日総務省告示第334号（第6－7　本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1：　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・宛名システム等における処置 市町村CSと宛名システム間の接続は行わない。 ・事務で使用するその他のシステムにおける処置 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策（物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等）を講じる。
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[　行っている　]　＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。

その他の措置の内容	・従業者が事務外で使用するリスクへの処置 システムの操作履歴（操作ログ）を記録する。 担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの処置 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
その他、特定個人情報の使用に当たり、以下の処置を講じる。 ・統合端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に置く ・スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　　定めている　　]	＜選択肢＞ 1) 定めている　　2) 定めていない
規定の内容	秘密保持の義務、目的外利用の禁止、第三者への提供の禁止、複写・複製の禁止、委託期間終了後の返還又は廃棄の義務、業務管理に係る本市の調査に応じる義務、事故報告の義務、再委託の禁止	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない　　4) 再委託していない
具体的な方法	受託者が再委託を行う場合は、業務の内容、取り扱う特定個人情報、期間、必要な理由、相手方、監督方法等の項目を記載した書面を発注者に提出して再委託の承諾を得なければならない。 また、受託者は、再委託の相手方による特定個人情報の処理に関する責任を負い、管理監督を行うとともに、市の求めに応じ、その状況を市に適宜報告する。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。 閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 閲覧／更新の履歴（ログ）を取得し、不正がないことを確認する。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[　　] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。
その他の措置の内容	「サーバ室への入室制限」及び「本特定個人情報ファイルを取り扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の立会いを必要とする。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である　3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・不適切な方法で提供・移転が行われるリスク
相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。

・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの処置
システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。
また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合にその処理をエラーとする）がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。

・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの処置
相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　] 接続しない（入手）　[○] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[　十分に行っている　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1）発生あり　2）発生なし
その内容	
再発防止策の内容	

その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

8. 監査	
実施の有無	［ ○ ］自己点検　　［　　］内部監査　　［　　］外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発		［　　十分に行っている　　］　＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
	具体的な方法	・住基ネット関係職員に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。

10. その他のリスク対策

Ⅲ　リスク対策　※（7. ②を除く。）

1. 特定個人情報ファイル名	
（3）送付先情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：　目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・対象者以外の情報入手を防止する処置 本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための処置 平成14年6月10日総務省告示第334号（第6－7　本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1：　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・宛名システム等における処置 市町村CSと宛名システム間の接続は行わない。 ・事務で使用するその他のシステムにおける処置 庁内システムのおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策（物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等）を講じる。
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[　行っている　]　＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。
	・従業者が事務外で使用するリスクへの処置 システムの操作履歴（操作ログ）を記録する。

その他の措置の内容	担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの処置 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
その他、特定個人情報の使用に当たり、以下の処置講じる。 ・統合端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に置く ・スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　　定めている　　]	＜選択肢＞ 1) 定めている　　2) 定めていない
規定の内容	秘密保持の義務、目的外利用の禁止、第三者への提供の禁止、複写・複製の禁止、委託期間終了後の返還又は廃棄の義務、業務管理に係る本市の調査に応じる義務、事故報告の義務、再委託の禁止	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない　　4) 再委託していない
具体的な方法	受託者が再委託を行う場合は、業務の内容、取り扱う特定個人情報、期間、必要な理由、相手方、監督方法等の項目を記載した書面を発注者に提出して再委託の承諾を得なければならない。 また、受託者は、再委託の相手方による特定個人情報の処理に関する責任を負い、管理監督を行うとともに、市の求めに応じ、その状況を市に適宜報告する。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。 閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 閲覧／更新の履歴（ログ）を取得し、不正がないことを確認する。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[　　] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。
その他の措置の内容	「サーバ室への入室制限」及び「本特定個人情報ファイルを取り扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の立会いを必要とする。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である　3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・不適切な方法で提供・移転が行われるリスク
相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。

・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの処置
システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。
また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。

・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの処置
相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　] 接続しない（入手）　[○] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[　十分に行っている　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1）発生あり　2）発生なし
その内容	
再発防止策の内容	

その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの処置 本特定個人情報ファイル（送付先情報ファイル）は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成／連携することとしており、システム上、連携後速やか（1営業日後）に削除する仕組みとする。 また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村で保管しない。 ・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの処置 システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。

8. 監査	
実施の有無	［ ○ ］自己点検　　［ ○ ］内部監査　　［　　］外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発		［　　十分に行っている　　］　＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
	具体的な方法	・住基ネット関係職員に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。

10. その他のリスク対策

Ⅳ　開示請求、問合せ

1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	秦野市　総務部文書法制課文書法制担当 257-8501 神奈川県秦野市桜町１丁目３番２号 0463(82)5119
②請求方法	秦野市個人情報保護条例の規定に基づく。(詳細の問い合わせは、請求先へ)
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	秦野市　くらし安心部戸籍住民課総合窓口担当 257-8501 神奈川県秦野市桜町１丁目３番２号 0463(82)5127
②対応方法	問い合わせ受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

Ⅴ　評価実施手続

1．基礎項目評価	
①実施日	令和1年12月27日
②しきい値判断結果	[　　基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる　　] ＜選択肢＞ 1）基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2）基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施） 3）特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施）
2．国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	対象外のため実施せず。
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3．第三者点検 【任意】	
①実施日	対象外のため実施せず。
②方法	
③結果	

（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	評価実施機関名	秦野市長　古谷義幸	神奈川県秦野市長　古谷義幸	事後	誤記
平成28年12月28日	Ⅰ基本情報　5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項） （別表第二における情報照会の根拠） なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項） （別表第二における情報照会の根拠） なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）	事後	平成27年10月に秦野市個人番号の利用事務を定める条例が施行され、利用事務が明記されたため。
平成28年12月28日	Ⅰ基本情報　6. 評価実施機関における担当部署　①部署	くらし安心部戸籍住民課	市民部戸籍住民課	事後	平成28年4月1日付の組織変更のため。
平成28年12月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　（1）住民基本台帳ファイル 2. 基本情報　⑤保有開始日	平成27年7月予定	平成27年7月6日	事後	修正前においては、予定日の記載であったが、実際の保有開始日が定まったため。
平成28年12月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　（1）住民基本台帳ファイル 2. 基本情報　⑥事務担当部署	くらし安心部戸籍住民課	市民部戸籍住民課	事後	平成28年4月1日付の組織変更のため。
平成28年12月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　（1）住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体　使用部署	くらし安心部戸籍住民課	市民部戸籍住民課	事後	同上
平成28年12月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　（1）住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	55件	54件	事後	平成27年10月に秦野市個人番号の利用事務を定める条例が施行され、利用事務が明記されたため。
平成28年12月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　（1）住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1	別紙1　提供先一覧	別紙提供先一覧に差し替え	事後	同上
平成28年12月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　（1）住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先2	秦野市教育委員会の記載	秦野市教育委員会の削除	事後	同上
平成28年12月28日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　（1）住民基本台帳ファイル　5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先1	番号法第9条第1項別表第1に定める事務分担（別紙2参照）	番号法第9条第2項に基づき、条例で定める事務（別紙移転先一覧を参照）	事後	同上
平成28年12月28日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　（1）住民基本台帳ファイル　5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先1　①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1（別紙2参照）及び住基法第1条	番号法第9条第2項	事後	同上
平成28年12月28日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　（1）住民基本台帳ファイル　5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先1　②移転先における用途	番号法第9条第1項別表第1に定める事務（別紙2参照）	条例で定める事務	事後	同上
平成28年12月28日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　（1）住民基本台帳ファイル　5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先1	別紙2	別紙移転先一覧に差し替え	事後	同上
平成28年12月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　（1）住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先1　⑥移転方法	その他（汎用業務システム端末による直接閲覧）	庁内連携システム	事後	誤記
平成28年12月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　（2）本人確認情報ファイル 2. 基本情報　⑤保有開始日	平成27年7月予定	平成27年7月6日	事後	修正前においては、予定日の記載であったが、実際の保有開始日が定まったため。
平成28年12月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　（2）本人確認情報ファイル 2. 基本情報　⑥事務担当部署	くらし安心部戸籍住民課	市民部戸籍住民課	事後	平成28年4月1日付の組織変更のため。
平成28年12月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　（2）本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用	くらし安心部戸籍住民課	市民部戸籍住民課	事後	同上

平成28年12月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し（既存住基システム→市町村CS）、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する。（市町村CS→都道府県サーバ）。 ・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う（個人番号カード→市町村CS）。 ・4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル（都道府県サーバ）及び機構保存本人確認情報ファイル（全国サーバ）と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用	・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムからその本人確認情報の更新情報を受領し（既存住基システム→市町村CS）、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、その本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する。（市町村CS→都道府県サーバ）。 ・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う（個人番号カード→市町村CS）。 ・4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル（都道府県サーバ）及び機構保存本人確認情報ファイル（全国サーバ）と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用	事後	誤記
平成28年12月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項1　③委託先名	日立キャピタル	日立キャピタル株式会社	事後	同上
平成28年12月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）本人確認情報ファイル	再委託しない	再委託する	事後	同上
平成28年12月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項1　再委託　⑤再委託の許諾方法	記載なし	委託者が再委託を行う場合は、業務の内容、取り扱う個人情報、必要な理由、相手方等の項目を記載した書面を提出させ、市がその内容を確認し、承諾することを義務付けている。	事後	平成27年7月に再委託の承諾願を文書で提出させ、承諾したため。
平成28年12月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項1　再委託　⑥再委託事項	記載なし	運用保守業務	事後	同上
平成28年12月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （3）送付先情報ファイル 2. 基本情報　⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月5日	事後	修正前においては、予定日の記載であったが、実際の保有開始日が定まったため。
平成28年12月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （3）送付先情報ファイル 2. 基本情報　⑥事務担当部署	くらし安心部戸籍住民課	市民部戸籍住民課	事後	平成28年4月1日付の組織変更のため。
平成28年12月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （3）送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体　使用部署	くらし安心部戸籍住民課	市民部戸籍住民課	事後	同上
平成28年12月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （3）送付先情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項1　③委託先名	日立キャピタル	日立キャピタル株式会社	事後	誤記
平成28年12月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （3）送付先情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項1　再委託　④再委託の有無	再委託しない	再委託する	事後	同上
平成28年12月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （3）送付先情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項1　再委託　⑤再委託の許諾方法	記載なし	委託者が再委託を行う場合は、業務の内容、取り扱う個人情報、必要な理由、相手方等の項目を記載した書面を提出させ、市がその内容を確認し、承諾することを義務付けている。	事後	平成27年7月に再委託の承諾願を文書で提出させ、承諾したため。
平成28年12月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （3）送付先情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項1　再委託　⑥再委託事項	記載なし	運用保守業務	事後	同上
平成28年12月28日	Ⅲリスク対策 （2）本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　リスク：委託先における不正な使用等のリスク 再委託先による特定個人情報	再委託していない	十分に行っている	事後	誤記
平成28年12月28日	Ⅲリスク対策 （2）本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　リスク：委託先における不正な使用等のリスク 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的な方法	記載なし	受託者が再委託を行う場合は、業務の内容、取り扱う特定個人情報、期間、必要な理由、相手方、監督方法等の項目を記載した書面を発注者に提出して再委託の承諾を得なければならない。 また、受託者は、再委託の相手方による特定個人情報の処理に関する責任を負い、管理監督を行うとともに、市の求めに応じ、その状況を市に適宜報告する。	事後	平成27年7月に再委託の承諾願を文書で提出させ、承諾したため。
平成28年12月28日	Ⅲリスク対策 （2）本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク：不正な提供・移転が行われるリスクの特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・不適切な方法で提供・移転が行われるリスク 相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの処置 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）がなされた情報を通知	・不適切な方法で提供・移転が行われるリスク 相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの処置 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合にその処理をエラーとする）がなされた情報を通知	事後	誤記

平成28年12月28日	Ⅲリスク対策 (3)送付先情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　リスク:委託先における不正な使用等のリスク 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	再委託していない	十分に行っている	事後	同上
平成28年12月28日	Ⅲリスク対策 (3)送付先情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　リスク:委託先における不正な使用等のリスク 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的な方法	記載なし	受託者が再委託を行う場合は、業務の内容、取り扱う特定個人情報、期間、必要な理由、相手方、監督方法等の項目を記載した書面を発注者に提出して再委託の承諾を得なければならない。 また、受託者は、再委託の相手方による特定個人情報の処理に関する責任を負い、管理監督を行うとともに、市の求めに応じ、その状況を市に適宜報告する。	事後	平成27年7月に再委託の承諾願を文書で提出させ、承諾したため。
平成28年12月28日	Ⅳ開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	秦野市　くらし安心部戸籍住民課総合窓口担当 257-8501 神奈川県秦野市桜町1丁目3番2号 0463(82)5127	秦野市　市民部戸籍住民課総合窓口担当 257-8501 神奈川県秦野市桜町1丁目3番2号 0463(82)5127	事後	平成28年4月1日付の組織変更のため。
平成29年7月4日	Ⅰ基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	戸籍住民課長　曽我裕美子	原田真智子	事後	平成29年4月1日付の人事異動に伴う所属長の変更であるため、重要な変更に該当しない。
平成30年8月30日	表紙 評価実施機関名	神奈川県秦野市長　古谷義幸	神奈川県秦野市長	事後	
平成30年8月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　(2)送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)　提供先1　⑥提供方法	その他(住民基本ネットワーク)	その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事後	誤記
令和1年6月28日	Ⅰ基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民部戸籍住民課	くらし安心部戸籍住民課	事後	平成31年4月1日付の組織変更のため。
令和1年6月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　(1)住民基本台帳ファイル 2. 基本情報　⑥事務担当部署	市民部戸籍住民課	くらし安心部戸籍住民課	事後	同上
令和1年6月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　(1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体　使用部署	市民部戸籍住民課	くらし安心部戸籍住民課	事後	同上
令和1年6月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　(2)本人確認情報ファイル 2. 基本情報　⑥事務担当部署	市民部戸籍住民課	くらし安心部戸籍住民課	事後	同上
令和1年6月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　(2)本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体　使用部署	市民部戸籍住民課	くらし安心部戸籍住民課	事後	同上
令和1年6月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　(3)送付先情報ファイル 2. 基本情報　⑥事務担当部署	市民部戸籍住民課	くらし安心部戸籍住民課	事後	同上
令和1年6月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　(3)送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体　使用部署	市民部戸籍住民課	くらし安心部戸籍住民課	事後	同上
令和1年6月28日	Ⅳ開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①連絡先	秦野市　政策部文書法制課文書法制担当 257-8501 神奈川県秦野市桜町1丁目3番2号 0463(82)5119	秦野市　総務部文書法制課文書法制担当 257-8501 神奈川県秦野市桜町1丁目3番2号 0463(82)5119	事後	同上
令和1年6月28日	Ⅳ開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	秦野市　市民部戸籍住民課総合窓口担当 257-8501 神奈川県秦野市桜町1丁目3番2号 0463(82)512789()	秦野市　くらし安心部戸籍住民課総合窓口担当 257-8501 神奈川県秦野市桜町1丁目3番2号 0463(82)5127	事後	同上
令和1年12月27日	Ⅰ基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項) (別表第二における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	事後	誤記
令和1年12月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 2. 基本情報	[ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ ] 年金関係情報	[○] 児童福祉・子育て関係情報 [○] 介護・高齢者福祉関係情報 [○] 年金関係情報	事前	基幹系システム更新に伴い変更するもの。重要な変更に該当するため、提出時期を事前とする。
令和1年12月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用者数	100人以上500人未満	10人以上50人未満	事後	誤記

令和1年12月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （1）住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	1件	2件	事前	基幹系システム更新に伴い変更するもの。重要な変更に該当するため、提出時期を事前とする。
令和1年12月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （1）住民基本台帳ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	・当市では住民票を磁気ディスクで調製しており、ホストコンピュータ内にデータとして保管している。 ・静脈認証により入退室管理を行っている施錠された管理区域内に設置した大型汎用コンピュータで管理する。 アクセスは、専用の端末及びパスワードによる認証が必要となる。	入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。	事前	基幹系システム更新に伴い変更するもの。重要な変更に該当するため、提出時期を事前とする。
令和1年12月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （2）本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先名	日立キャピタル株式会社	株式会社　日立システムズ	事前	基幹系システム更新に伴い変更するもの。重要な変更に該当しないが、任意で提出時期を事前とする。
令和1年12月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （1）住民基本台帳ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 別添1	（1）住民基本台帳ファイル 1. 個人コード、2. 世帯コード、3. マスタ区分、4. 外国人出入国フラグ、5. 住民票発行停止フラグ、6. 親子フラグ、7. 転入届出日、8. 異動処理日、9. 住所変更日、10. 住民となった日、11. 住民でなくなった日、12. 住民票コード、13. 特例転入フラグ、14. 外国人住登外フラグ、15. カナ氏名、16. 漢字氏名、17. 住所コード、18. 現住所、19. 外国人世帯主管理番号、20. 方書、21. カナ世帯主名、22. 漢字世帯主名、23. 国籍、24. 性別、25. 続柄、26. 生年月日、27. 学区、28. 投票区、29. 本籍地、30. 筆頭者、31. 前住所コード、32. 前住所（漢字）、33. 前住所方書、34. 転出先コード、35. 転出先（漢字）、36. 転出先方書、37. 履歴番号、38. 備考（漢字）、39. 個人法人区分、40. 共有者区分、41. 管承人区分、42. 管承人番号、43. 転出先世帯主、44. 郵便番号、45. 外国人転出先郵便番号、46. 町丁漢字文字数、47. 転出先郵便番号、48. 国保番号、49. 国保得喪区分、50. 保険証発行区分、51. 国保得喪日、52. 国保世帯区分、53. 国保世帯区分、54. 国保世帯主区分、55. 国保異動区分、56. 戸籍番号	（1）住民基本台帳ファイル 1.自治体ｺｰﾄﾞ、2.個人履歴番号、3.宛名番号、4.初期登録業務日時、5.更新業務日時、6.更新ｼｽﾃﾑ日時、7.更新ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ名、8.更新ﾕｰｻﾞID、9.有効ﾌﾗｸﾞ、10.決裁状態、11.旧自治体ｺｰﾄﾞ、12.消除ｺｰﾄﾞ、13.住民区分、14.改製番号、15.世帯番号、16.同定ﾌﾗｸﾞ、17.任意世帯番号、18.番号法個人番号、19.住民票ｺｰﾄﾞ、20.旧世帯番号、21.旧世帯主氏名漢字、22.旧世帯主氏名漢字2、23.旧世帯主通称氏名漢字、24.旧世帯主併記氏名漢字、25.世帯主氏名ｶﾅ、26.世帯主氏名漢字、27.世帯主氏名ｶﾅ2、28.世帯主氏名漢字2、29.世帯主通称氏名ｶﾅ、30.世帯主通称氏名漢字、31.世帯主併記氏名ｶﾅ、32.世帯主併記氏名漢字、33.転入未届ｺｰﾄﾞ、34.再転入ｺｰﾄﾞ、35.再転入消除時世帯番号、36.続柄変更ﾌﾗｸﾞ、37.姓ｶﾅ、38.名ｶﾅ、39.氏名区分、40.氏名ｶﾅ、41.氏名漢字、42.氏名ｶﾅ2、43.氏名漢字2、44.従前通称名有無ﾌﾗｸﾞ、45.通称氏名ｶﾅ、46.通称氏名漢字、47.併記氏名ｶﾅ、48.併記氏名漢字、49.外登法併記名漢字、50.外登法併記名ｶﾅ、51.宛名氏名ｶﾅ、52.宛名氏名漢字、53.旧通称氏名ｶﾅ、54.旧通称氏名漢字、55.旧併記氏名ｶﾅ、56.旧併記氏名漢字、57.旧姓ｶﾅ、58.旧名ｶﾅ、59.旧氏名ｶﾅ、60.旧氏名漢字、61.旧氏名ｶﾅ2、62.旧氏名漢字2、63.現住所ｺｰﾄﾞ、64.現住所郵便番号、65.現住所、66.現住所地番、67.現住所方書ｶﾅ、68.現住所方書漢字、69.現住所前漢字地番数値、70.現住所地番数値1、71.現住所地番数値2、72.現住所地番数値3、73.現住所後漢字地番数値、74.入管法届出ﾌﾗｸﾞ、75.住居地補正ｺｰﾄﾞ、76.入管法居住地住所ｺｰﾄﾞ、77.入管法居住地郵便番号、78.入管法居住地住所、79.入管法居住地地番、80.入管法居住地方書ｶﾅ、81.入管法居住地方書漢字、82.入管法居住地前漢字地番数値	事前	基幹系システム更新に伴い変更するもの。重要な変更に該当しないが、任意で提出時期を事前とする。
令和1年12月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 （1）住民基本台帳ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 別添1	同上	83.入管法居住地地番数値1、84.入管法居住地地番数値2、85.入管法居住地地番数値3、86.入管法居住地後漢字地番数値、87.性別ｺｰﾄﾞ、88.生年月日、89.元号ﾌﾗｸﾞ、90.生年月日不詳ﾌﾗｸﾞ、91.生年月日不詳ｺｰﾄﾞ、92.生年月日不詳文字、93.続柄ｺｰﾄﾞ、94.続柄名称漢字、95.記載順位、96.警告ﾌﾗｸﾞ、97.筆頭者氏名漢字、98.本籍住所ｺｰﾄﾞ、99.本籍郵便番号、100.本籍住所、101.本籍地番、102.本籍前漢字地番数値、103.本籍地番数値1、104.本籍地番数値2、105.本籍地番数値3、106.本籍後漢字地番数値、107.前住所世帯主氏名漢字、108.前住所世帯主氏名漢字2、109.前住所ｺｰﾄﾞ、110.前住所郵便番号、111.前住所、112.前住所地番、113.前住所方書ｶﾅ、114.前住所方書漢字、115.前住所前漢字地番数値、116.前住所地番数値1、117.前住所地番数値2、118.前住所地番数値3、119.前住所後漢字地番数値、120.住所変更前世帯主漢字、121.住所変更前世帯主漢字2、122.住所変更前世帯主通称氏名漢字、123.住所変更前世帯主併記氏名漢字、124.住所変更前住所ｺｰﾄﾞ、125.住所変更前郵便番号、126.住所変更前住所、127.住所変更前地番、128.住所変更前方書ｶﾅ、129.住所変更前方書漢字、130.住所変更前前漢字地番数値、131.住所変更前地番数値1、132.住所変更前地番数値2、133.住所変更前地番数値3、134.住所変更前後漢字地番数値、135.転入前住所世帯主漢字、136.転入前住所世帯主漢字2、137.転入前住所ｺｰﾄﾞ、138.転入前住所郵便番号、139.転入前住所、140.転入前住所地番、141.転入前住所方書ｶﾅ、142.転入前住所方書漢字、143.転入前住所前漢字地番数値、144.転入前住所地番数値1、145.転入前住所地番数値2、146.転入前住所地番数値3、147.転入前住所後漢字地番数値、148.転出予定先世帯主漢	事前	基幹系システム更新に伴い変更するもの。重要な変更に該当しないが、任意で提出時期を事前とする。

令和1年12月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 別添1	同上	149.転出予定先世帯主漢字2、150.転出予定先住所ｺｰﾄﾞ、151.転出予定先郵便番号、152.転出予定先住所、153.転出予定先地番、154.転出予定先方書ｶﾅ、155.転出予定先方書漢字、156.転出予定先前漢字地番数値、157.転出予定先地番数値1、158.転出予定先地番数値2、159.転出予定先地番数値3、160.転出予定先後漢字地番数値、161.実定地世帯主氏名漢字、162.実定地世帯主氏名漢字2、163.実定地住所ｺｰﾄﾞ、164.実定地郵便番号、165.実定地住所、166.実定地地番、167.実定地方書ｶﾅ、168.実定地方書漢字、169.実定地前漢字地番数値、170.実定地地番数値1、171.実定地地番数値2、172.実定地地番数値3、173.実定地後漢字地番数値、174.住記異動事由ｺｰﾄﾞ、175.異動届出日、176.異動日、177.住民事由ｺｰﾄﾞ、178.住民届出日、179.住民日、180.住民日不詳ﾌﾗｸﾞ、181.住民日不詳文字、182.外国人住民届出日、183.外国人住民日、184.住定届通知区分、185.住記住定事由ｺｰﾄﾞ、186.住定届出日、187.住定日、188.住定日不詳ﾌﾗｸﾞ、189.住定日不詳文字、190.記載事由ｺｰﾄﾞ、191.記載届出日、192.記載日、193.消除届通知区分、194.消除事由ｺｰﾄﾞ、195.消除届出日、196.消除日、197.消除日不詳ﾌﾗｸﾞ、198.消除日不詳ｺｰﾄﾞ、199.消除日不詳文字、200.転出予定届出日、201.転出予定日、202.通知日、203.実定日、204.在留ｶｰﾄﾞ等番号、205.在留ｶｰﾄﾞ等番号区分、206.国籍ｺｰﾄﾞ、207.国籍名、208.第30条45規定区分、209.第30条45規定区分名称、210.在留資格ｺｰﾄﾞ、211.在留資格名称、212.在留期間ｺｰﾄﾞ年、213.在留期間ｺｰﾄﾞ月、214.在留期間ｺｰﾄﾞ日、215.在留期間終日、216.世帯変更事由ｺｰﾄﾞ、217.世帯変更異動日、218.世帯変更届出日、219.改製年月日、220.行政区ｺｰﾄﾞ	事前	基幹系システム更新に伴い変更するもの。重要な変更に該当しないが、任意で提出時期を事前とする。
令和1年12月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 別添1	同上	221.自治会ｺｰﾄﾞ、222.町内会ｺｰﾄﾞ、223.小学校区ｺｰﾄﾞ、224.中学校区ｺｰﾄﾞ、225.投票区ｺｰﾄﾞ、226.住所変更前行政区ｺｰﾄﾞ、227.住所変更前自治会ｺｰﾄﾞ、228.住所変更前町内会ｺｰﾄﾞ、229.住所変更前小学校区ｺｰﾄﾞ、230.住所変更前中学校区ｺｰﾄﾞ、231.住所変更前投票区ｺｰﾄﾞ、232.警告ｺｰﾄﾞ、233.移行ﾌﾗｸﾞ、234.登録区分、235.処理	事前	基幹系システム更新に伴い変更するもの。重要な変更に該当しないが、任意で提出時期を事前とする。
令和1年12月27日	Ⅴ評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年2月2日		事前	基幹系システム更新に伴い変更するもの。重要な変更に該当しないが、任意で提出時期を事前とする。
令和1年12月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目	50項目以上100項目未満	100項目以上	事前	基幹系システム更新に伴い変更するもの。重要な変更に該当しないが、任意で提出時期を事前とする。
令和1年12月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	なし	システム運用保守	事前	基幹系システム更新に伴い変更するもの。重要な変更に該当しないが、任意で提出時期を事前とする。
令和1年12月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託内容	なし	既存住基システムの保守	事前	基幹系システム更新に伴い変更するもの。重要な変更に該当しないが、任意で提出時期を事前とする。
令和1年12月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②委託先における取扱者数	なし	10人以上50人未満	事前	基幹系システム更新に伴い変更するもの。重要な変更に該当しないが、任意で提出時期を事前とする。
令和1年12月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先名	なし	株式会社　日立システムズ	事前	基幹系システム更新に伴い変更するもの。重要な変更に該当しないが、任意で提出時期を事前とする。
令和1年12月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	なし	再委託する	事前	基幹系システム更新に伴い変更するもの。重要な変更に該当するため、提出時期を事前とする。
令和1年12月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑤再委託の許諾方法	なし	委託者が再委託を行う場合は、業務の内容、取り扱う個人情報、必要な理由、相手方等の項目を記載した書面を提出させ、市がその内容を確認し、承諾することを義務付けている。	事前	基幹系システム更新に伴い変更するもの。重要な変更に該当しないが、任意で提出時期を事前とする。
令和1年12月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑥再委託事項	なし	運用保守業務	事前	基幹系システム更新に伴い変更するもの。重要な変更に該当しないが、任意で提出時期を事前とする。
令和1年12月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先名	日立キャピタル株式会社	株式会社　日立システムズ	事前	基幹系システム更新に伴い変更するもの。重要な変更に該当しないが、任意で提出時期を事前とする。
令和1年12月27日	Ⅲリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	再委託していない	十分に行っている	事前	基幹系システム更新に伴い変更するもの。重要な変更に該当するため、提出時期を事前とする。

令和1年12月27日	Ⅲリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的な内容	なし	受託者が再委託を行う場合は、業務の内容、取り扱う特定個人情報、期間、必要な理由、相手方、監督方法等の項目を記載した書面を発注者に提出して再委託の承諾を得なければならない。 また、受託者は、再委託の相手方による特定個人情報の処理に関する責任を負い、管理監督を行うとともに、市の求めに応じ、その状況を	事前	基幹系システム更新に伴い変更するもの。重要な変更に該当するため、提出時期を事前とする。
令和1年12月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 (2)本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②委託先における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満	事前	基幹系システム更新に伴い変更するもの。重要な変更に該当しないが、任意で提出時期を事前とする。
令和1年12月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②委託先における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満	事前	基幹系システム更新に伴い変更するもの。重要な変更に該当しないが、任意で提出時期を事前とする。

令和3年12月24日	Ⅰ基本情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の内容	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日情報総務省令第85号）（以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。）第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、その事務においては、事務を委任する機構に対する情報を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）（以下「個人番号及び個人番号カード省令」という。）第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、その事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	重要な変更に該当しないため、提出時期を事後とする。
令和3年12月24日	Ⅰ基本情報　2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム1　②システムの機能	1　住民票の記載 転入、出生、帰化、国籍取得、在留資格取得等により、住民基本台帳に新たに住民を記録（住民票の作成）する機能。 2　住民票の修正 住民票に記載されている事項に変更があったときに、記載を修正する機能。 3　住民票の消除 転出、死亡、帰化、国籍取得、国籍喪失等により住民基本台帳から住民に関する記録を消除（住民票の除票）する機能。 4　住民票の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記録（住民票）を照会する機能。 5　証明書・通知書の発行 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知票等の各種帳票を発行する機能。 6　住基ネットとの連携 住民票の記載等に応じた住基ネットとの連携機能。 7　法務省情報連携端末との連携 外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成等の連携を行う機能。 8　都道府県報告資料（統計関係）や閲覧資料の作成 異動集計表や、人口統計用の集計表、閲覧台帳を作成する機能。 9　戸籍情報システムへの連携 住民票の記載等に応じて、戸籍情報システムへ附票情報等を連携する機能。 10　住民票関係情報の提供 情報提供ネットワークシステムを通じ法令に基づく住民票情報関係の提供機能。 11　個人番号カード及び住民基本台帳カードの発行状況確認。 個人番号カード及び住民基本台帳カードの交付	1　住民票の記載 転入、出生、帰化、国籍取得、在留資格取得等により、住民基本台帳に新たに住民を記録（住民票の作成）する機能。 2　住民票の修正 住民票に記載されている事項に変更があったときに、記載を修正する機能。 3　住民票の消除 転出、死亡、帰化、国籍取得、国籍喪失等により住民基本台帳から住民に関する記録を消除（住民票の除票）する機能。 4　住民票の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記録（住民票）を照会する機能。 5　証明書・通知書の発行 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知票等の各種帳票を発行する機能。 6　住基ネットとの連携 住民票の記載等に応じた住基ネットとの連携機能。 7　法務省情報連携端末との連携 外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成等の連携を行う機能。 8　都道府県報告資料（統計関係）や閲覧資料の作成 異動集計表や、人口統計用の集計表、閲覧台帳を作成する機能。 9　戸籍情報システムへの連携 住民票の記載等に応じて、戸籍情報システムへ附票情報等を連携する機能。 10　住民票関係情報の提供 情報提供ネットワークシステムを通じ法令に基づく住民票情報関係の提供機能。 11　個人番号カード及び住民基本台帳カードの発行状況確認。 個人番号カード及び住民基本台帳カードの交付	事後	基幹系システムの更新に伴い変更するもの。重要な変更に該当しないため、提出時期を事後とする。

令和3年12月24日	Ⅰ基本情報　2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム5　①システムの名称	証明発行バックアップシステム	削除	事後	基幹系システムの更新に伴い変更するもの。重要な変更に該当しないため、提出時期を事後とする。
令和3年12月24日	Ⅰ基本情報　2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム5　②システムの機能	1　証明書の発行 住民票の写し（除票を除く）を発行する機能。	削除	事後	基幹系システムの更新に伴い変更するもの。重要な変更に該当しないため、提出時期を事後とする。
令和3年12月24日	Ⅰ基本情報　2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務にお	［〇］ 既存住民基本台帳システム	削除	事後	基幹系システムの更新に伴い変更するもの。重要な変更に
令和3年12月24日	Ⅰ基本情報　5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項） （別表第二における情報照会の根拠） なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、10、12、17、24、31、33、37、40、41、46、47、48、50、52、53、55、61、66、67、72、73、74、76、77、81、82、87、94、97、100、104、110、114、116、117、119、124、125、129、130、132、134、136、137、140、141、142、143、146、147、150の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）	事後	重要な変更に該当しないため、提出時期を事後とする。
令和3年12月24日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （3）送付先情報ファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	番号法第7条第1項（指定及び通知）に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項（個人番号カードの交付等）により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第1項（指定及び通知）に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項（個人番号カードの交付等）により、個人番号カードの交付申請書を通知カードと引き換えに交付することとされている。 市町村は、個人番号及び個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	事後	重要な変更に該当しないため、提出時期を事後とする。
令和3年12月24日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （3）送付先情報ファイル 2. 基本情報 ④記録されている項目 ・業務関係情報	［〇］その他 通知カード及び交付申請書の送付先の情報	［〇］その他 個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報	事後	重要な変更に該当しないため、提出時期を事後とする。
令和3年12月24日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （3）送付先情報ファイル 2. 基本情報 ④記録されている項目 その妥当性	・その他（通知カード及び交付申請書の送付先の情報） ：機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項	・その他（個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報） ：機構に対し、個人番号及び個人番号カード省令第35条（個人番号個人番号、個人番号カード関連事務の委任）に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カード	事後	重要な変更に該当しないため、提出時期を事後とする。
令和3年12月24日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （3）送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	個人番号及び個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	重要な変更に該当しないため、提出時期を事後とする。
令和3年12月24日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （3）送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づいて委任する機構に対し提供する（既存住基システム→市町村CS→個人番号カード管理システム（機構））。	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号及び個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）に基づいて委任する機構に対し提供する（既存住基システム→市町村CS→個人番号カード管理システム（機構））。	事後	重要な変更に該当しないため、提出時期を事後とする。
令和3年12月24日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （3）送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） ①法令上の根拠	通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）	個人番号及び個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）	事後	重要な変更に該当しないため、提出時期を事後とする。
令和3年12月24日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （3）送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） ②提供先における用途	市町村からの通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	市町村からの個人番号及び個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	重要な変更に該当しないため、提出時期を事後とする。
令和3年12月24日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （3）送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） ⑦時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定期間に、番号法施行時点における住民の送付先情報をまとめて提供する（以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する）。	使用開始日から個人番号通知書送付までの一定期間に、番号法施行時点における住民の送付先情報をまとめて提供する（以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する）。	事後	重要な変更に該当しないため、提出時期を事後とする。
令和5年2月27日	Ⅰ基本情報　1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の内容	市町村（特別区を含む。）が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関す	市町村（特別区を含む。）が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関す	事前	個人情報保護条例の廃止に伴い変更するもの。重要な変更に該当しないが、任意で提出時期を事前とする。
令和5年2月27日	Ⅰ基本情報　2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム5　①システムの名称		サービス検索・電子申請機能	事前	個人情報保護条例の廃止に伴い変更するもの。重要な変更に該当しないが、任意で提出時期を事前とする。

令和5年2月27日	Ⅰ基本情報　2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム5　②システムの機能		【住民向け機能】 自ら受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 【地方公共団体向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能	事前	個人情報保護条例の廃止に伴い変更するもの。重要な変更に該当しないが、任意で提出時期を事前とする。
令和5年2月27日	Ⅰ基本情報　2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム5　③他のシステムとの接続		［○］ 既存住民基本台帳システム	事前	個人情報保護条例の廃止に伴い変更するもの。重要な変更に該当しないが、任意で提出時期を事前とする。
令和5年2月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　（1）住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	住民基本台帳ネットワークシステム	住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能	事前	個人情報保護条例の廃止に伴い変更するもの。重要な変更に該当しないが、任意で提出時期を事前とする。
令和7年1月31日	Ⅰ基本情報　5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、49、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、102、105、108、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項） （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠） ：なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、105、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項） （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠） ：なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）	事後	重要な変更に該当しないため、提出時期を事後とする。
令和7年1月31日	Ⅲリスク対策 （1）住民基本台帳ファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①　サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に	事前	

令和7年1月31日	Ⅲリスク対策 （1）住民基本台帳ファイル 7．特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には許可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ③国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ④地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準」（以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ⑤クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ⑥クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑦地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑧ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑨地方公共団体やアプリケーション開発事業者	事前	
令和7年1月31日	Ⅲリスク対策 （1）住民基本台帳ファイル 10．その他のリスク対策		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAPを監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 ・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。 また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	
令和7年1月31日	Ⅲリスク対策 （1）住民基本台帳ファイル 8．監査	自己点検	自己点検、内部監査	事後	重要な変更に該当しないため、提出時期を事後とする。